※特別高圧とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日通商産業省令第52号第２条第３項）による。7,000Ｖを超えるものに限る。

※高圧とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日通商産業省令第52号第２条第２項）による。交流にあっては600Ｖを超え、7,000Ｖ以下のものに限る。

⑹　開発営繕第１号の２⑹に同じ。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。期間及び専任の要否は関係法令等による。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性・品質確保等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。

ア　監理技術者の配置が必要な場合は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。主任技術者を配置する場合は、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が上記の資格を有する者を配置するものとし、他の構成員については、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

なお、「１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）又は１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。

また、「２級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、１級電気工事施工管理技士、建設業法施行規則第７条の３第２号電気工事業に該当する者、登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者又は１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成23年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次のＡの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（公共・民間工事を問わない。）を有すること（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者の工事経験は問わない。

なお、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。

また、当該工事経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るもの又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で工事成績相互利用適用対象工事に該当する工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

Ａ　同種工事

・受変電設備の新設、増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　問わない

㋑　工事規模　問わない

㋒　構造・階数　問わない

㋓　工事種目　問わない

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻～⑽　開発営繕第１号の２⑻～⑽に同じ。

⑾　北海道開発局が発注した工事区分「電気」に係る工事のうち、令和５年度から令和６年度に完成したものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。この実績がない場合は、さらに２年度遡った平均点が65点以上であること。なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。

⑿～⒀　開発営繕第１号の２⑿～⒀に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴～⑵　開発営繕第１号の３⑴～⑵に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑵　開発営繕第１号の４⑴～⑵に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び提出方法

令和８年４月20日９時00分から令和８年５月25日14時00分まで　原則として電子入札システムにより提出すること。

⑷　積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を次のア～ウに従い提出すること。

ア　提出期間　申請書の提出期間に同じ。

イ　提出方法　原則として、上記⑶の申請書とあわせて、電子入札システムにより提出すること。

ウ　提出先　上記⑴に同じ。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年６月18日９時00分から令和８年７月13日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和８年６月29日12時00分まで。）〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話（代表）011―709―2311　内線（5715）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法　入札書は、令和８年７月13日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和８年７月16日10時00分北海道開発局営繕部入札執行室にて行う。

５　その他

⑴～⒅　開発営繕第１号の５⑴～⒅に同じ。

６　Summary

⑴～⑵　The same with the notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Electrical equipment work for Sapporo National Government Building No. 1

⑷～⑹　The same with the notice above (No. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年４月20日

(契約責任者)

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　諸富　正和

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　関西空港自動車道　日根野高架橋他６橋耐震補強工事（不落札協議）

⑶　工事場所

自）大阪府泉佐野市上之郷

至）大阪府泉佐野市長滝

⑷　工事内容　本工事は、橋脚の耐震補強、縁端拡幅、落橋防止構造及び水平力分担構造等の設置を行うものである。

【対象橋梁】

上之郷第一高架橋、樫井川橋、上之郷第二高架橋、日根野高架橋、長滝跨線橋、長滝第一高架橋、長滝橋

⑸　工事概算数量　ＲＣ巻立　10基、炭素繊維巻立　58基、鋼板巻立　35基、落橋防止構造　20基、水平力分担構造　32基、縁端拡幅　５箇所

⑹　工期　契約締結日の翌日から1260日間

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート　約881.9㎥

鉄筋　約133.007ｔ

鋼材　約451.866ｔ（製作重量）

⑻　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））

⑼　契約金額の約定方法　総価単価契約

⑽　単価表の提出　必要

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、「令和７・８年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。